甲能法律事務所報酬基準(目次)

第1章	総則	
	第1条(目的)	1頁
	第2条(個別契約による修正)	1頁
	第3条(弁護士報酬の種類)	1頁
	第4条(弁護士報酬の支払時期)	2頁
	第5条(事件等の個数等)	2頁
	第6条(複数の弁護士が関与する場合)	2頁
	第7条(消費税に相当する額)	2頁
第2章	法律相談料等	
	第8条(法律相談料等)	3頁
	第9条(書面による鑑定)	3 頁
第3章	着手金及び報酬金	
第1	節 民事事件	
	第10条(民事事件の着手金及び報酬金の算定基準)	3頁
	第11条(経済的利益―算定可能な場合)	3頁
	第12条(経済的利益算定の特則)	4頁
	第13条(経済的利益-算定不能な場合)	4頁
	第14条(民事事件の着手金及び報酬金)	4頁
	第15条 (調停事件及び示談交渉事件)	5頁
	第16条(契約締結交渉)	5頁
	第17条(督促手続事件)	6頁
	第18条(手形、小切手訴訟事件)	6頁
	第19条(離婚事件)	7 頁
	第20条(境界に関する事件)	7 頁
	第21条(借地非訟事件)	8頁
	第22条(保全命令申立事件等)	8頁
	第23条(民事執行事件等)	9頁
	第24条(倒産整理事件)	9頁
	第25条(民事再生事件)	10頁
	第26条(任意整理事件)	11頁
	第27条(倒産処理事件にともなう訴訟)	12頁
	第28条(日当)	13頁
	第29条(行政上の不服申立事件)	13頁

第30条 (刑事事件の着手金) 第31条 (刑事事件の報酬金) 第32条 (刑事事件につき引き続き受任した場合等) 第33条 (検察官の上訴取下げ等) 第34条 (保釈等)	13頁 14頁 14頁 14頁
第32条 (刑事事件につき引き続き受任した場合等) 第33条 (検察官の上訴取下げ等)	14頁 14頁 14頁
第33条(検察官の上訴取下げ等)	14頁 14頁
	14頁
第34条(保釈等)	
	15頁
第35条(告訴、告発等)	
第3節 少年事件	
第36条(少年事件の着手金及び報酬金)	15頁
第37条(少年事件を引き続き受任した場合等)	15頁
第4章 手数料	
第38条(手数料)	16頁
第5章 時間制	
第39条(時間制)	20頁
the out = =================================	
第6章 顧問料	
第40条(顧問料)	20頁
然 7 去 ロ W	
第7章 日当	005
第41条(日当)	20貝
第8章 実費等	
第42条 (実費等の負担)	20百
第43条(交通機関の利用)	
为 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	218
第9章 委任契約の清算	
第44条(中途終了による清算など)	21頁
第45条(事件処理の中止等)	
第46条(弁護士報酬の相殺等)	

甲能法律事務所報酬基準

(2004.7.20制定)

第1章 総 則

(目的)

第1条 この弁護士報酬基準は、当職が事件受任に当たって受任の範囲を明確にし、その費用を明らかにすることによって、依頼者と弁護士との間の認識を共通にして相互理解に基づく信頼関係を創設することを目的とし、併せて、その後のトラブルが発生することを防止することも目的とする。

(個別契約による修正)

第2条 この弁護士報酬についての定めは、依頼者と弁護士との協議により個別の委任契約により変更、修正することができる。ただし、変更、修正する場合にはその旨を契約書に明示しなければならない。

(弁護士報酬の種類)

- 第3条 弁護士が依頼者から支払を受ける報酬としては、法律相談料、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、顧問料及び日当とする。
 - 2 前項の用語の意義は次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 法律相談料

依頼者に対して行う法律相談(口頭による鑑定、電話による相談を含む)の対価をいう。

(2) 書面による鑑定料

依頼者に対して行う書面による法律上の判断又は意見の表明の対価をいう。

(3) 着手金

民事の訴訟事件、契約締結交渉、刑事弁護事件など、事件または法律事務の結果に 成功、不成功が生じるものについて、弁護士が依頼を受けて行う業務に対する対価と して、依頼を受ける際当初に支払うべき金員をいう。なお、結果の成功、不成功を問 わず、返金しない。

(4) 報酬金

事件または法律事務について、成功の結果が得られたとき、得られた結果に対して、 着手金とは別に支払う金員をいう。なお、事件の結果が判明した時点で、成功の程度 に応じた金額の報酬が発生する。全く成功の結果が得られなかった場合には発生しな い。

(5) 手数料

原則として一回程度の手続又は委任事務処理で終了する事件等についての委任事 務処理の対価をいう。

(6) 顧問料

契約によって定める内容の法律事務を、継続的に行うことの対価をいう。

(7) 日 当

弁護士が、委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によってその事件等の ために拘束されること(委任事務処理自体による拘束を除く。)の対価をいう。

(弁護士報酬の支払時期)

- 第4条 委任者の弁護士に対する報酬等支払債務の支払時期は次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 着手金は、原則として委任契約書及び委任状の作成と同時に支払うものとする。
 - (2) 報酬金は、事件等の処理が終了した日から1か月以内、遅くとも依頼者の相手方からの支払いがあった場合は、その2週間以内に支払うものとする。相手方が依頼者に支払うべき金員を、弁護士が依頼者を代理して相手方から受領する場合は、受領した金員から弁護士報酬を差し引いて依頼者に返還する。
 - (3) その他の弁護士報酬は、委任契約書に定めるところによる。
 - 2 前項各号の規定にかかわらず、報酬等支払債務の支払時期及び方法については、支払猶 予期間や分割払いなど、委任契約書において別段の定めをすることができる。

(事件等の個数等)

- 第5条 弁護士報酬は、1件ごとに定めるものとし、裁判上の事件は審級ごとに、裁判外の事件 等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって、1件とする。ただし、弁護士報酬について着 手金及び報酬金という定め方をした場合において、引き続き上訴審を受任したときの報酬 金については、特に定めのない限り、最終審の報酬金のみを受ける。
 - 2 裁判外の事件等が裁判上の事件に移行したときは別件とするが、裁判外の事件等において既に受取済みの報酬等の金員があるときは、移行した裁判上の事件の報酬と調整する。

(複数の弁護士が関与する場合)

- 第6条 受任した事件の処理について、弁護士の側の事由により、他の弁護士が関与することと なった場合においても、弁護士報酬の算出に当たっては1件の事件として扱う。
 - 2 受任した事件の処理について、依頼者の意思に基づいて他の弁護士も関与することとなった場合は、それに伴う弁護士費用の増額分については、依頼者が負担する。
 - 3 複数の弁護士によらなければ依頼の目的を達成することが困難であり、かつその事情を 依頼者が認めた場合は、それに伴う弁護士費用の増額分については、依頼者が負担する。

(消費税に相当する額)

第7条 本報酬規定に定める弁護士報酬は、別段の定めがない限り、消費税を含む。消費税は5% とする(爾後の法改正により消費税率が変更されたときは、その変更された税率に従う)。

第2章 法律相談料等

(法律相談料等)

第8条 法律相談料等は、30分ごとに金5,250円以上を加算する。

(書面による鑑定)

- 第9条 書面による鑑定料は、原則として、金105,000円以上金315,000円までの範囲内で定める。
 - 2 前項において、事案が特に複雑又は特殊な事情があるときは、弁護士は依頼者と協議の うえ、前項に定める額を超える鑑定料を受けることができる。

第3章 着手金及び報酬金

第1節 民事事件

(民事事件の着手金及び報酬金の算定基準)

第10条 本節の着手金及び報酬金については、着手金は事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定する。

(経済的利益―算定可能な場合)

- 第11条 前条の経済的利益の額は、契約において特に定めのない限り、次のとおり算定する。
 - (1) 金銭債権は、債権総額(利息及び遅延損害金を含む。)
 - (2) 将来の債権は、債権総額から中間利息を控除した額
 - (3) 継続的給付債権は、債権総額の10分の7の額。ただし、期間不定のものは、7年 分の額
 - (4) 賃料増減額請求事件は、増減額分の7年分の額
 - (5) 所有権は、対象たる物の時価相当額
 - (6) 占有権、地上権、永小作権、賃借権及び使用借権は、対象たる物の時価の2分の1 の額。ただし、その権利の時価が対象たる物の時価の2分の1の額を超えるときは、 その権利の時価相当額
 - (7) 建物についての所有権に関する事件は、建物の時価相当額に、その敷地の時価の3 分の1の額を加算した額。建物についての占有権、賃借権及び使用借権に関する事件 は、前号の額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額
 - (8) 地役権は、承役地の時価の2分の1の額
 - (9) 担保権は、被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保 物の時価相当額
 - (10) 不動産についての所有権、地上権、永小作権、地役権、賃借権及び担保権等の登 記手続請求事件は、第5号、第6号、第8号及び前号に準じた額
 - (11) 詐害行為取消請求事件は、取消請求債権額。ただし、取消される法律行為の目的

の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額

- (12) 共有物分割請求事件は、対象となる持分の時価の3分の1の額。ただし、分割の 対象となる財産の範囲又は持分に争いのある部分については、争いの対象となる財産 又は持分の額
- (13) 遺産分割請求事件は、対象となる相続分の時価相当額。ただし、分割の対象となる財産の範囲及び相続分について争いのない部分については、その相続分の時価相当額の3分の1の額
- (14) 遺留分減殺請求事件は、対象となる遺留分の時価相当額
- (15) 金銭債権についての民事執行事件は、請求債権額。ただし、執行対象物件の時価 が債権額に達しないときは、第1号の規定にかかわらず、執行対象物件の時価相当額 (担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を考慮した時価相当額)

(経済的利益算定の特則)

- 第12条 前条で算定された経済的利益の額が、紛争の実態に比して明らかに大きいときは、経済的利益の額を紛争の実態に相応するまで減額するものとする。
 - 2 前条で算定された経済的利益の額が、次の各号の一に該当するときは、経済的利益の額 を、紛争の実態又は依頼者の受ける経済的利益の額に相応するまで、増額するものとする。
 - (1) 請求の目的が解決すべき紛争の一部であるため、前条で算定された経済的利益の額が紛争の実態に比して明らかに小さいとき。
 - (2) 紛争の解決により依頼者の受ける実質的な利益が、前条で算定された経済的利益の額に比して明らかに大きいとき。

(経済的利益-算定不能な場合)

第13条 第11条の規定により経済的利益の額を算定することができないときは、弁護士と依頼者の協議により着手金及び報酬を定める。

(民事事件の着手金及び報酬金)

第14条 訴訟事件、非訟事件、家事審判事件、行政審判等事件及び仲裁事件(次条に定める仲裁センター事件を除く。)の着手金及び報酬金は、契約に特に定めのない限り、依頼者の受ける経済的利益の額を基準として、それぞれ次表のとおり算定する。但し、着手金の最低額は105,000円とする。

経済的利益の額

300万円以下の場合 着手金:経済的利益の8%+消費税

報酬金:経済的利益の16%+消費税

300万円を超え 着手金:24万円+(経済的利益-300万円)の5%+消費税

3,000万円以下 報酬金:48万円+(経済的利益-300万円)の10%+消費税

3,000万円を超え 着手金:159万円+ (経済的利益-3000万円)の3%+消費税

3億円以下 報酬金:318万円+ (経済的利益-3000万円)の6%+消費税

3億円超 着手金:969万円+(経済的利益-3億円)の2%+消費税

報酬金:1398万円+(経済的利益-3億円)の4%+消費税

(調停事件及び示談交渉事件)

- 第15条 調停事件、示談交渉(裁判外の和解交渉をいう。以下同じ。)事件及び弁護士会が主 宰する「仲裁センター」等の紛争解決機関への申立事件(以下「仲裁センター事件」とい う。)の着手金及び報酬金は、契約に特に定めのない限り、それぞれ前条又は第18条の 各規定を準用する。ただし、それぞれの規定により算定された額の3分の2に減額することができる。
 - 2 示談交渉事件から引き続き調停事件又は仲裁センター事件を受任するときの着手金は、 契約に特に定めのない限り、前条又は第18条の各規定により算定された額の2分の1と する。
 - 3 示談交渉事件、調停事件又は仲裁センター事件から引き続き訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、契約に特に定めのない限り、前条又は第18条の各規定により算定された額の2分の1とする。
 - 4 前三項の着手金は、105,000円(第18条の規定を準用するときは、52,500円)を最低額とする。

(契約締結交渉)

第16条 示談交渉事件を除く契約締結交渉の着手金及び報酬金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定する。

経済的利益の額

300万円以下の場合 着手金:経済的利益の2%+消費税

報酬金:経済的利益の4%+消費税

300万円を超え 着手金:6万円+(経済的利益-300万円)の1%+消費税

3,000万円以下 報酬金:12万円+(経済的利益-300万円)の2%+消費税

3,000万円を超え 着手金:43万円+(経済的利益-3000万円)の0.5%+消費税

3億円以下 報酬金:66万円+(経済的利益-3000万円)の1%+消費税

3億円超 着手金:178万円+(経済的利益-3億円)の0.3%+消費税

報酬金:336万円+(経済的利益-3億円)の0.6%+消費税

- 2 前項の着手金は、105,000円を最低額とする。
- 3 契約締結に至り報酬金を受けたときは、契約書その他の文書を作成した場合でも、その 手数料を請求することができない。

(督促手続事件)

- 第17条 督促手続事件の着手金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定する。 経済的利益の額
 - 300万円以下の場合 着手金:経済的利益の2%+消費税

300万円を超え 着手金:6万円+(経済的利益-300万円)の1%+消費税

3,000万円以下

3,000万円を超え 着手金:33万円+(経済的利益-3000万円)の0.5%+消費税3億円以下

3億円超 着手金:168万円+(経済的利益-3億円)の0.3%+消費税

- 2 前項の着手金は、52,500円を最低額とする。
- 3 督促手続事件が訴訟に移行したときの着手金は、第14条又は次条の規定により算定 された額と前二項の規定により算定された額との差額を追加着手金とする。
- 4 督促手続事件の報酬金は、第14条又は次条の規定により算定された額の2分の1と する。ただし、依頼者が金銭等の具体的な回収をしたときでなければ、これを請求する ことができない。
- 5 前項ただし書に規定する金銭等の具体的な回収をするため、民事執行事件を受任するときは、弁護士は、前各項の着手金又は報酬金とは別に、民事執行事件の着手金として第14条の規定により算定された額の3分の1を、報酬金として同条の規定により算定された額の4分の1を、それぞれ受けることができる。

(手形、小切手訴訟事件)

第18条 手形、小切手訴訟事件の着手金及び報酬金は、経済的利益の額を基準として、次表の とおり算定する。

経済的利益の額

300万円以下の場合 着手金:経済的利益の4%+消費税

報酬金:経済的利益の8%+消費税

3 0 0 万円を超え 着手金:12万円+(経済的利益-300万円)の2%+消費税 3,000万円以下 報酬金:24万円+(経済的利益-300万円)の4%+消費税 3,000万円を超え 着手金:66万円+(経済的利益-3000万円)の1.5%+消費税

3億円以下 報酬金:132万円+(経済的利益-3000万円)の3%+消費税

3億円超 着手金:471万円+(経済的利益-3億円)の1%+消費税

報酬金:942万円+ (経済的利益-3億円)の2%+消費税

2 前項の着手金は、52,500円を最低額とする。

3 手形、小切手訴訟事件が通常訴訟に移行したときの着手金は、第14条の規定により 算定された額と前二項の規定により算定された額との差額とし、その報酬金は、第14 条の規定を準用する。

(離婚事件)

第19条 離婚事件の着手金及び報酬金は、次表のとおりとする。

離婚事件の内容	着手金及び報酬金	
離婚調停事件 離婚交渉事件	315,000円以上 525,000円以下	
離婚訴訟事件	42万円以上63万円以下	

- 2 離婚交渉事件から引き続き離婚調停事件を受任するときの着手金は、前項の規定による離婚調停事件の着手金の額の2分の1とする。
- 3 離婚調停事件から引き続き離婚訴訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定よる離婚訴訟事件の着手金の額の2分の1とする。
- 4 前三項において、財産分与、慰謝料など財産給付を伴うときは、弁護士は、財産給付の実質的な経済的利益の額を基準として、第14条又は第15条の規定により算定された着手金及び報酬金の額以下の適正妥当な額を加算して請求することができる。

(境界に関する事件)

第20条 境界確定訴訟、境界確定を含む所有権に関する訴訟その他境界に関する訴訟の着手金 及び報酬金は、次のとおりとする。

- 2 前項の着手金及び報酬金は、第14条の規定により算定された着手金及び報酬金の額 が前項の額を上回るときは、同条の規定による。
- 3 境界に関する調停事件、仲裁センター事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、 事件の内容により、第1項の規定による額又は前項の規定により算定された額の、それ ぞれ3分の2に減額することができる。
- 4 境界に関する示談交渉事件から引き続き調停事件又は仲裁センター事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額又は第2項の規定により算定された額のそれぞれ2分の1とする。

5 境界に関する調停事件、仲裁センター事件又は示談交渉事件から引き続き訴訟事件を 受任するときの着手金は、第1項の規定による額又は第2項の規定により算定された額 の、それぞれ2分の1とする。

(借地非訟事件)

第21条 借地非訟事件の着手金は、借地権の額を基準として、次表のとおりとする。

借地権の額	着手金
5,000万円以下の場合	315,000円以上525,000円以下
5,000万を超える場合	525,000円+(5,000万円-借地権価格)の0.5%+ 消費税

- 2 借地非訟事件の報酬金は、次のとおりとする。
 - (1) 申立人については、申立てが認められたときは借地権の額の2分の1を、相手方の介入権が認められたときは財産上の給付額の2分の1を、それぞれ経済的利益の額として、第14条の規定により算定された額
 - (2) 相手方については、その申立てが却下されたとき又は介入権が認められたときは 借地権の額の2分の1を、賃料の増額又は財産上の給付が認められたときは、賃料増 額分の7年分又は財産上の給付額をそれぞれ経済的利益として、第14条の規定によ り算定された額
- 3 借地非訟に関する調停事件、仲裁センター事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、第1項の規定による額又は前項の規定により算定された額の、それぞれ3分の2に減額することができる。
- 4 借地非訟に関する示談交渉事件から引き続き調停事件又は仲裁センター事件を受任 するときの着手金は、第1項の規定による額の2分の1とする。
- 5 借地非訟に関する調停事件、仲裁センター事件又は示談交渉事件から引き続き借地非 訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額の2分の1とする。

(保全命令申立事件等)

- 第22条 仮差押及び仮処分の各命令申立事件(以下「保全命令申立事件」という。)の着手金は、第14条の規定により算定された額の2分の1とする。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の3分の2とする。
 - 2 前項の事件が重大又は複雑であるときは、第14条の規定により算定された額の4分の1の報酬金を受けることができる。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の3分の1の報酬金を受けることができる。
 - 3 第1項の手続のみにより本案の目的を達したときは、前項の規定にかかわらず、第1 4条の規定に準じて報酬金を受けることができる。
 - 4 保全執行事件は、その執行が重大又は複雑なときに限り、保全命令申立事件とは別に

着手金及び報酬金を受けることができるものとし、その額については、次条第1項及び 第2項の規定を準用する。

- 5 第1項の着手金及び第2項の報酬金並びに前項の着手金及び報酬金は、本案事件と併せて受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができる。
- 6 保全命令申立事件及び保全執行事件の着手金は、105,000円を最低額とする。

(民事執行事件等)

- 第23条 民事執行事件の着手金は、第14条の規定により算定された額の2分の1とする。
 - 2 民事執行事件の報酬金は、第14条の規定により算定された額の4分の1とする。
 - 3 民事執行事件の着手金及び報酬金は、本案事件に引き続き受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができる。ただし、着手金は第14条の規定により算定された額の3分の1とする。
 - 4 執行停止事件の着手金は、第14条の規定により算定された額の2分の1とする。ただし、本案事件に引き続き受任するときは、同条の規定により算定された額の3分の1とする。
 - 5 前項の事件が重大又は複雑なときは、第14条の規定により算定された額の4分の1 の報酬金を受けることができる。
 - 6 民事執行事件及び執行停止事件の着手金は、52,500円を最低額とする。

(倒産整理事件)

第24条 事業者の破産、会社整理、特別清算及び会社更生の各事件の着手金は、資本金、資産 及び負債の額、関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じて定め、 それぞれ次の額とする。ただし、右各事件に関する保全事件の弁護士報酬は右着手金に 含まれる。

(1) 事業者の自己破産事件525,000円以上(2) 自己破産以外の破産事件525,000万円以上(3) 会社整理事件105万円以上

(4) 特別清算事件 105万円以上(5) 会社更生事件 210万円以上

- 2 前項の各事件の報酬金は、第14条の規定を準用する。この場合の経済的利益の額は、 配当額、配当資産、免除債権額、延払いによる利益及び企業継続による利益等を考慮し て算定する。
- 3 自己破産申立事件を受けないで免責申立事件(免責異議申立事件を含む。)のみを受任した場合の着手金については、第1項第2号の規定により算定された額の2分の1とする。この場合の報酬金については、前項の規定を準用する。
- 4 非事業者の自己破産の着手金は、次の額とする。ただし、債権者数が50社を超える場合には、前条1項1号の規定を準用することができる。

- (1) 債務金額が1,000万円以下の場合
 - (ア) 債権者数に応じて、次の金額とする。

10社以下 21万円

11社から15社まで 262,500円

16社以上 315,000円

(イ) 債務金額が1,000万円を超える場合

債権者数にかかわらず42万円

- (ウ) 夫と妻、親と子等関係ある複数人からの受任で、同一裁判所での同時進行手続の場合については、1人当たりの金額を、(ア)については52,500円、(イ)については105,000円を、各々減額した金額以内とする。会社と代表者個人の双方から受任する場合の代表者個人についても同様とする。
- (2) 非事業者の自己破産の報酬金は、依頼者の経済的状況を考慮の上、上記着手金基準を上限として受領できる。ただし、債権者数が50社を超える場合には、前条2項の規定を準用することができる。
- (3) 任意整理から自己破産へ移行した場合
 - (ア) 任意整理案の提示前に自己破産に移行せざるを得なくなったときは、自己破産 の着手金のみ受領できるものとし、任意整理の着手金との過不足を清算する。
 - (イ) 任意整理案の提示後、任意整理完了前に自己破産に移行せざるを得なくなった ときは、任意整理の着手金及び報酬金と別途に自己破産の着手金を受領できるもの とする。ただし、自己破産に移行せざるを得なくなった事情に応じて、着手金の相 当額を減額することができる。

(民事再生事件)

- 第25条 事業者の民事再生事件の着手金は、資本金、資産及び負債の額、関係人の数等事件の 規模並びに事件処理に要する執務量に応じて定め、105万円以上とする。ただし、民 事再生事件に関する保全事件の弁護士報酬は、右着手金に含まれる。
 - 2 依頼者が再生手続開始決定を受けた後民事再生手続が終了するまで執務を担当する ときはその対価として、依頼者との協議により、執務量及び既に受けている着手金又は 報酬金の額を考慮した上で、月額で定める弁護士報酬を受けることができる。
 - 3 民事再生事件の報酬金は、第14条の規定を準用する。この場合の経済的利益の額は、 弁済額、免除債権額、延払いによる利益、及び企業継続による利益等を考慮して算定し、 報酬金の具体的な算定にあたっては既に受領している前項の月額で定める弁護士報酬 の額を考慮する。
 - 4 非事業者の民事再生事件(小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件を含む。) の着手金及び報酬金は、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模並びに事件処理に 要する執務量に応じて定め、次のとおりとする。ただし、債権者数が50名を超える場 合又は居住用不動産を除く総財産の価額が3,000万円を超える場合には、前三項の

規定を準用することができる。

(1) 着手金

住宅資金特別条項を提出しない場合 315,000円 住宅資金特別条項を提出する場合 42万円

(2) 報酬金 再生計画の履行を妨げない範囲で

債権者数が15社までで事案簡明な場合 21万円

債権者数が15社までの場合 315,000円

債権者数が16社~30社の場合 42万円

債権者数が31社以上の場合 525,000円以内

債権者数が31社以上で事案複雑な場合 63万円以内

ただし、月額報酬を受領した場合は、上記の報酬金額から月額報酬を控除した残額のみを報酬金とする。

(3) 分割弁済金代理送金手数料

金融機関の送金手数料を含め、1件1回1,050円を上限とする。

5 民事再生法第235条に基づく免責申立事件(免責異議申立事件)の着手金は、第1 項第2号及び第3号の規定により算定された額の2分の1とする。この場合の報酬金は、 前項の規定を準用する。

(任意整理事件)

- 第26条 前三条に該当しない債務整理事件(以下「任意整理事件」という。)のうち、事業者 に関する事件の着手金は、資本金、試算及び負債の額並びに関係人の数等事件の規模に 応じて、525,000円以上とする。
 - 2 前項の事件が清算により終了したときの報酬金は、債務の弁済に供すべき金員又は代 物弁済に供すべき資産の価額(以下「配当源資額」という。)を基準として、次の各号 の表のとおり算定する。
 - (1) 弁護士が債権取立、資産売却等により集めた配当源資額に応じて以下の様に定める。
 - 500万円以下の場合 配当源資の15%+消費税
 - 500万円を超え1,000万円以下の場合

75万円+ (配当源資-500万円) の10%+消費税

1,000万円を超え5,000万円以下の場合

125万円+(配当源資-500万円)の8%+消費税

5,000万円を超え1億円以下の場合

425万円+ (配当源資-5,000万円) の6%+消費税

1億円を越える場合

725万円+ (配当源資-1億円) の5%+消費税

(2) 依頼者及び依頼者に準ずる者から任意提供を受けた配当源資額につき以下の様

に定める。

- 5,000万円以下の場合 配当源資の3%+消費税
- 5,000万円を超え1億円以下の場合

150万円+(配当源資-5,000万円)の2%+消費税

1億円を越える場合

250万円+ (配当源資-1億円) の1%+消費税

- 3 第1項の事件が、債務の減免、履行期限の猶予又は企業継続等により終了したときの報酬金は、前条第2項の規定を準用する。
- 4 第1項の事件の処理について、裁判上の手続を要したときは、前二項に定めるほか、 本節の規定により算定された報酬金を受けることができる。
- 5 非事業者の任意整理事件の着手金及び報酬金は以下のとおりとする。ただし、債権者 数が50名以上の場合には、前四項の規定を準用することができる。
 - (1) 着手金 3万円×債権者数+消費税。最低52,500円。ただし、同一債権者でも別支店の場合は別債権者とする。
- (2) 報酬金 依頼者の自己申告額より減額された債務額について、その10%+消費税を報酬金とする。交渉によって過払い金の返還を受けたときは、当該債権者当初主張の残元金と返還を受けた過払い金の合計額の10%相当額+消費税
- (3) 分割弁済金代理送金手数料金融機関の送金手数料を含め、1件1回1,050円を 上限とする。
- (4) 任意整理が終了した後、再度支払条件等の変更につき各債権者と交渉せざるを得なくなったときは、当初の委任契約と別契約とする。
- (5) 前各号にかかわらず、債権者の中に商工ローン業者(中小事業者に対して比較的 多額の高金利貸付を主要な業務内容とする貸金業者)が含まれる任意整理については、商工ローン業者1社について52,500円として第1号及び第2号の着手金・報酬金を算定し、かつ、着手金の最低額は105,000円とする。

(倒産処理事件にともなう訴訟)

第27条 倒産処理事件(任意整理事件を含む)に関して、債務者その他の者に対し、訴訟、民事保全、民事執行事件の申立をする必要がある場合、当該申立に関しては、別途通常の報酬基準に基づく報酬を請求することができる。

(日当)

- 第28条 倒産整理事件(任意整理事件を含む)の日当については次の各号のとおりとする。
 - (1) 債権者からの提訴に応ずるため裁判所への出頭が必要な場合 1回105,000円以下。ただし、2回以上の弁論期日を要し、答弁書以外の準備書

面等作成を要する場合には、通常の訴訟報酬基準に準ずる着手金・報酬金を請求 することができ、この場合には日当は請求しないものとする。

(2) 債権者との直接の交渉その他の折衝を要する場合 1回21,000円以下。ただし、遠隔地の場合は通常の日当の報酬基準によることができる。

(行政上の不服申立事件)

- 第29条 行政上の異議申立、審査請求、再審査請求その他の不服申立事件の着手金は、第14 条の規定により算定された額の3分の2とし、報酬金は、同条の規定により算定された 額の2分の1とする。ただし、審尋又は口頭審理等を経たときは、同条の規定を準用す る。
 - 2 前項の着手金は、105,000円を最低額とする。

第2節 刑事事件

(刑事事件の着手金)

第30条 刑事事件の着手金は、次表のとおりとする。

刑事事件の内容	着手金
起訴前及び起訴後(第一審及び上訴審をいう。以下 同じ。)の事案簡明な事件	315,000円以上 525,000円以下
起訴前及び起訴後の前段以外の事件及び再審事件	525,000円以上
再審請求事件	525,000円以上

2 前項の事案簡明な事件とは、特段の事件の複雑さ、困難さ又は繁雑さが予想されず、 委任事務処理に特段の労力又は時間を要しないと見込まれる事件であって、起訴前に ついては事実関係に争いがない情状事件、起訴後については公判終結までの公判開廷 数が2ないし3開廷程度と見込まれる情状事件(上告事件を除く。)、上告審につい ては事実関係に争いがない情状事件をいう。

(刑事事件の報酬金)

第31条 刑事事件の報酬金は、次表のとおりとする。

刑事事件の内容		結果	報酬金
事案簡明 な事件	起訴前	不起訴	315,000円以上 525,000円以下
		求略式命令	前段の額を超えない額
	起訴後	刑の執行猶予	315,000円以上 525,000円以下

		求刑された刑が軽減 された場合	前段の額を超えない額
前段以外	起訴前	不起訴	525,000円以上
の刑事事件		求略式命令	525,000円以上
	起訴後(再審	無罪	63万円以上
	事件を含む。)	刑の執行猶予	525,000円以上
		求刑された刑が軽減 された場合	軽減の程度による相当な額
		検察官上訴が棄却さ れた場合	525,000円以上
再審請求			525,000円以上

2 前項の事案簡明な事件とは、前条の事案簡明な事件と見込まれ、かつ結果において予 想された委任事務処理量で結論を得た事件をいう。

(刑事事件につき引き続き受任した場合等)

- 第32条 起訴前に受任した事件が起訴(求略式命令を除く。)され、引き続いて起訴後の事件 を受任するときは、第30条に定める着手金を受けることができる。ただし、事案簡明 な事件については、起訴前の事件の着手金の2分の1とする。
 - 2 弁護士は、追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して 一件あたりの執務量が軽減されるときは、追加受任する事件につき、着手金及び報酬金 を適正妥当な範囲内で減額することができる。

(検察官の上訴取下げ等)

第33条 検察官の上訴の取下げ又は免訴、公訴棄却、刑の免除、破棄差戻若しくは破棄移送の 言渡しがあったときの報酬金は、それまでに弁護人が費やした時間及び執務量を考慮し たうえ、第31条の規定を準用する。

(保釈等)

第34条 保釈、勾留の執行停止、抗告、即時抗告、準抗告、特別抗告、勾留理由開示等の申立 事件の着手金及び報酬金は、依頼者との協議により、被疑事件又は被告事件の着手金及 び報酬金とは別に、それぞれ105,000円以上315,000円以下の範囲の額を受けることがで きる。 (告訴、告発等)

第35条 告訴、告発、検察審査の申立、仮釈放、仮出獄、恩赦等の手続の着手金は、一件につ き105,000円以上とし、報酬金は、依頼者との協議により受けることができる。

第3節 少年事件

(少年事件の着手金及び報酬金)

第36条 少年事件(少年を被疑者とする捜査中の事件を含む。以下同じ。)の着手金は、次表のとおりとする。

少年事件の内容	着手金
家庭裁判所送致前及び送致後	315,000円以上525,000円以下
抗告、再抗告及び保護処分の取消	315,000円以上525,000円以下

2 少年事件の報酬金は、次表のとおりとする。

少年事件の結果	報酬金
非行事実なしに基づく審判不開始又は不処分	315,000円以上
その他	315,000円以上 525,000円以下

3 弁護士は、着手金及び報酬金の算定につき、家庭裁判所送致前の受任か否か、非行事 実の争いの有無、少年の環境調整に要する手数の繁簡、身柄付の観護措置の有無、試験 観察の有無等を考慮するものとし、依頼者と協議のうえ、事件の重大性等により、前二 項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができる。

(少年事件を引き続き受任した場合等)

- 第37条 家庭裁判所送致前に受任した少年事件は、第5条の規定にかかわらず、家庭裁判所に 送致されても一件の事件とみなす。
 - 2 少年事件につき、引き続き抗告審等を受任するときは、前条の規定にかかわらず、抗告審等の着手金及び報酬金を、適正妥当な範囲内で減額することができる。
 - 3 弁護士は、追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して 1件あたりの執務量が軽減されるときは、追加受任する事件につき、着手金及び報酬金 を適正妥当な範囲内で減額することができる。
 - 4 少年事件が刑事処分相当として家庭裁判所から検察官に送致されたときの刑事事件の弁護士報酬は、本章第2節の規定による。ただし、少年事件から引き続き刑事事件を受任するときの着手金は、その送致前の執務量を考慮して、受領済みの少年事件の着手金の額の範囲内で減額することができる。

第4章 手数料

(手数料)

第38条 手数料は、契約に特に定めのない限り、事件等の対象の経済的利益の額を基準として、 次の各号の表のとおり算定する。なお、経済的利益の額の算定については、第11条及 び第12条の規定を準用する。

(1) 裁判上の手数料

項目	分類	手数料
証拠保全(本案 事件を併せて受 任したときでも 本案事件の着手 金とは別に受け ることができ る。)	基本	21万円に第14条第1項の着手金の規定により算定された額の10%を加算した額+消費税
	特に複雑又は 特殊な事情が ある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
即決和解(本手 数料を受けたと きは、契約書そ の他の文書を作 成しても、その 手数料を別に請 求することはで	示談交渉を要 しない場合	300万円以下の場合 105,000円 300万円を超え3,000万円以下の場合 10万円+(金額-300万円)の1%+消費税 3,000万円を超え3億円以下の部分 37万円+(金額-3,000万円)の1.5%+消費税 3億円を超える部分 442万円+(金額-3億円)の0.3%+消費税
きない。)	示談交渉を要 する場合	示談交渉事件として、第15条又は第19条ないし第2 1条の各規定により算定された額
公示催告	即決和解の示談交渉を要しない場合と同額	
倒産整理事件の	基本	52,500円以上105,000円以下
	特に複雑又は 特殊な事情が ある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
簡易な家事審判 (家事審判法第 9条第1項甲類 に属する家事審 判事件で事案簡 明なもの。)	105	5,000円以上21万円以下

(2) 裁判外の手数料

項目		分類	手数料
法律関係調査 (事実関係調 査を含む。)	基本		52,500円以上21万円以下
	特に複雑又は特殊 な事情がある場合		弁護士と依頼者との協議により定める額
契約書類及び これに準ずる 書類の作成	定型	経済的利 益の額が 1,000 万円未満 のもの	105,000円
		経済的利 益の額が 1,000 万円以上 1億円もの 満のもの	21万円
		経済的利 益の額が 1億円以 上のもの	315,000円以上
	非定型	基本	300万円以下の場合 105,000円 300万円を超え3,000万円以下の場合 10万円+(金額-300万円)の1%+消費税 3,000万円を超え3億円以下の部分 37万円+(金額-3,000万円)の0.3%+消費税 3億円を超える部分 118万円+(金額-3億円)の0.1%+消費税
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
	公正証書にする場合		右の手数料に31,500円を加算する。
内容証明郵便 基本 作成			31,500円以上52,500円以下
	特に複雑又は特殊 な事情がある場合		弁護士と依頼者との協議により定める額

項目	分類		手数料
遺言書作成	定型		105,000円以上21万円以下
	非定型	基本	300万円以下の場合 105,000円 300万円を超え3,000万円以下の場合 10万円+(金額-300万円)の1%+消費税 3,000万円を超え3億円以下の部分 37万円+(金額-3,000万円)の0.3%+消費税 3億円を超える部分 118万円+(金額-3億円)の0.1%+消費税
		特に複雑 又は特殊 な事情が ある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
	公正証書にする場 合		上記手数料に31,500円を加算する。
遺言執行	基本		300万円以下の部分 315,000円 300万円を超え3,000万円以下の場合 30万円+(金額-300万円)の2%+消費税 3,000万円を超え3億円以下の部分 74万円+(金額-3,000万円)の1%+消費税 3億円を超える部分 344万円+(金額-3億円)の0.1%+消費税
	特に複雑又は特殊 な事情がある場合		弁護士と受遺者との協議により定める額
	遺言執行に裁判手 続を要する場合		遺言執行手数料とは別に、裁判手続きに要する弁護士 報酬を請求することができる。

項目	分 類	手 数 料
会社設立等		資本額若しくは総資産額のうち高い方の額又は増減資額に応じて以下により算出された額。ただし、合併又は分割については210万円を、通常清算ついては105万円を、その他の手続については105,000円を、それぞれ最低額とする。
		1,000万円以下の場合
		100,000円+(金額-1,000万円)の4%+消費税 1,000万円を超え2,000万円以下の場合 500,000円+(金額-1000万円)の3%+消費税 2,000万円を超え1億円以下の場合 80万円+(金額-2000万円)の2%+消費税 1億円を超え2億円以下の場合 440万円+(金額-1億円)の1%+消費税 2億円を超え20億円以下の場合 540万円+(金額-2億円)の0.5%+消費税 20億円を超える部分 1440万円+(金額-20億円)の0.3%+消費税
		1990/7 1 (並成 2 0 底目) 770.570 1日頁7元
会社設立等以 外の登記等	申請手続	一件52,500円。ただし、事案によっては、弁護士と依頼者との協議により、適正妥当な範囲内で増減額することができる。
	交付手続	登記簿謄抄本、戸籍謄抄本、住民票等の交付手続は、 通につき1,050円とする。
株主総会等指	基本	315,000円以上
導	総会等準備も指導 する場合	525,000円以上
条第3項等及	明(商法第173 び有限会社法第1 頃等に基づく証明)	一件315,000円。ただし、出資等にかかる不動産価格及 び調査の難易、繁簡等を考慮して、弁護士と依頼者との 協議により、適正妥当な範囲内で増減額することができ る。

項目	手 数 料
動車損害賠償責任保	次により算定された額。ただし、損害賠償請求権の存否又はその額に争いがある場合には、弁護士は、依頼者との協議により適正妥当な範囲内で増減額することができる。
険に基づく被害者に	給付金額が150万円以下の場合 31,500円
よる簡易な損害賠償	給付金額が150万円を超える場合 給付金額の2%

第5章 時間制

(時間制)

- 第39条 時間制とは、受任する事件等に関し、一定時間あたりの単価にその処理に要した時間 (移動に要する時間を含む。)を乗じた額を、弁護士報酬とすることをいう。
 - 2 前項の一定時間当たりの単価は、受任事務処理の種類のほか、事案の困難性、重大性、 特殊性、新規性及び弁護士の熟練度等を考慮して、契約において定める。
 - 3 弁護士は、時間制により弁護士報酬を受けるときは、依頼者との協議により、依頼者 との契約で定める相当額を、あらかじめ預かるものとする。

第6章 顧問料

(顧問料)

第40条 顧問料は、次表のとおりとする。

事業者	月額52,500円以上を最低限とし協議により定める額			
非事業者	年額61,500円 (月額5,250円) 以上で協議により定める額			

- 2 顧問契約に基づく弁護士業務の内容は、依頼者との協議により特に定めのある場合を 除き、一般的な法律相談とする。
- 3 簡易な法律関係調査、簡易な契約書その他の書類の作成、簡易な書面鑑定、契約立会、 従業員の法律相談、株主総会の指導又は立会、講演などの業務の内容並びに交通費及び 通信費などの実費の支払等につき、弁護士は、依頼者と協議のうえ、顧問契約の内容を 決定する。

第7章 日当

(日当)

第41条 日当は、次表のとおりとする。

半日	(往復2時間を超え4時間まで)	31,500円以上52,500円以下
1 日	(往復4時間を超える場合)	52,500円以上105,000円以下

2 弁護士は、依頼者と協議のうえ、前項の日当を概算によりあらかじめ依頼者から預かることができる。

第8章 実費等

(実費等の負担)

- 第42条 依頼者は、弁護士報酬とは別に、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通通信費、宿 泊料、保証金、保管金、供託金、その他委任事務処理に要する実費を負担する。
 - 2 弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から実費等を預かることができる。
 - 3 事件の内容及び管轄裁判所の場所などにより、通常の範囲の通信費、近距離の交通費 などについては、依頼者と協議した定額をもって実費とみなし、実際額との過不足を精

算しないことができる。

(交通機関の利用)

第43条 弁護士は、出張のための交通機関については、依頼者と協議のうえ、最高運賃の等級 を利用することを妨げない。

第9章 委任契約の清算

(中途終了による清算など)

- 第44条 事件等の処理が、依頼者による弁護士の解任、弁護士の辞任又は事件処理の継続が不可能になったことにより中途で終了したときは、弁護士は、次項以下のとおり、中途終了の原因と事件処理の程度に応じて、受領済の弁護士報酬の全部若しくは一部を返還し、又は弁護士報酬の全部若しくは一部を請求する。
 - 2 前項の場合において、事件等の処理の終了につき、弁護士のみに重大な責任があるときは、弁護士は受領済みの弁護士報酬の全部を返還しなければならない。ただし、弁護士が既に事件の重要な部分の処理を終了しているときは、弁護士は、その全部又は一部を返還しないことができる。
 - 3 第1項の場合において、委任契約の終了につき、弁護士に責任がないにもかかわらず、 依頼者が弁護士の同意なく事件等の処理を終了させたとき、依頼者が故意又は重大な過 失により事件等の処理を不能にしたとき、その他依頼者に重大な責任があるときは、弁 護士は弁護士報酬の全部を請求することができる。ただし、弁護士が事件等の処理の重 要な部分を終了していないときは、その全部については請求することができない。
 - 4 第1項の返還又は請求又は第2項の請求については、弁護士はあらかじめ依頼者と協議しなければならない。

(事件処理の中止等)

- 第45条 依頼者が着手金、手数料又は委任事務処理に要する実費等の支払いを遅滞したときは、 弁護士は、事件等に着手せず又はその処理を中止することができる。
 - 2 前項の場合には、弁護士は、あらかじめ依頼者にその旨を通知しなければならない。

(弁護士報酬の相殺等)

- 第46条 依頼者が弁護士報酬又は立替実費等を支払わないときは、弁護士は、依頼者に対する 金銭債務と相殺し又は事件等に関して保管中の書類その他のものを依頼者に引き渡さ ないでおくことができる。
 - 2 前項の場合には、弁護士は、すみやかに依頼者にその旨を通知しなければならない。

以上